

○情報ガバナンス基盤室規程

〔平成28年3月24日〕
〔法人規程第30号〕
改正 平成29年法人規程第11号

情報ガバナンス基盤室規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する情報ガバナンス基盤室に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 情報ガバナンス基盤室は、大学作成情報の蓄積状況を把握するとともに、データの有効利用及び情報リスク管理の支援並びに利用者からの要望に応じた情報提供及び分析を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この法人規程において「大学作成情報」とは、本学の教育、研究、財務、施設、人事等に関する情報のうち、筑波大学内で作成され、データベース、表計算ソフトウェア等で管理される電子データをいう。

(業務)

第4条 情報ガバナンス基盤室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学作成情報に係る情報の収集・蓄積・提供等に関すること。
- (2) 各部等が蓄積する大学作成情報の効率的な利用の支援に関すること。
- (3) 各部等が蓄積する大学作成情報のリスク情報の提供に関すること。
- (4) 大学作成情報等を用いた分析に関すること。
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事項

(運営体制)

第5条 情報ガバナンス基盤室に係る業務は、各部等の連携協力の下で行う。

第6条 学術情報を担当する副学長（以下「副学長」という。）は、情報ガバナンス基盤室に係る業務を統括する。

(組織)

第7条 情報ガバナンス基盤室は、次の各号に掲げる部等から選出された室員により構成する。

- (1) 企画評価室
- (2) 広報室
- (3) 事業開発推進室
- (4) 国際室

- (5) 総務部
- (6) 財務部
- (7) 施設部
- (8) 教育推進部
- (9) 学生部
- (10) 研究推進部
- (11) 産学連携部
- (12) 学術情報部
- (13) その他副学長が必要と認める者

(室長)

第8条 情報ガバナンス基盤室に室長を置き、大学教員のうちから学長が任命する。

(タスクフォース)

第9条 情報ガバナンス基盤室に分析業務等を行うため、タスクフォースを置く。

(運営会議)

第10条 情報ガバナンス基盤室に、業務に関する事項について協議及び連絡調整を行うため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、副学長、室長及び室員並びに副学長又は室長が必要と認める者で構成する。
- 3 副学長又は室長は、必要に応じ、運営会議を招集する。

(事務)

第11条 情報ガバナンス基盤室の事務は、関連する部等の協力を得て、学術情報部情報企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この法人規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 大学情報マネジメント室規程（平成24年法人規程第45号）は、廃止する。ただし、大学情報マネジメント室の機能については、当分の間、存続するものとし、企画評価室がその業務を行うものとする。

附 則（平29.3.23法人規程11号）

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。